

旭医大達第81号
令和4年7月25日

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後		現行	
(略)		(略)	
<u>附 則</u>			
この規程は、 <u>令和4年7月25日から施行し、改正後の別表1は令和4年7月1日から適用する。</u>			
別表		別表	
1 保険適用外の料金		1 保険適用外の料金	
区分	金額	区分	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	(略)	(略)	(略)
帶状疱疹予防接種 <u>(乾燥弱毒生水痘ワクチン)</u>	8,470	帶状疱疹予防接種	8,470
帶状疱疹予防接種 <u>(シングリックス)</u> (新設)	<u>20,570</u> (新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
<u>【改正理由】</u>			
帶状疱疹の予防接種について、不活化ワクチンであるシングリックス			

が2020年より使用可能となり、追加で料金を設定することに伴い、
所要の改正を行う。